

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	2時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	7時間以上9時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護の前後に 日常生活上の世 話を行う場合	入浴介助を行っ た場合	個別機能訓練加 算	若年性認知症利 用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加 算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防認知症 対応型通所介護 を行う場合	事業所が送迎を 行わない場合
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上 5時間未満	要支援1 ( 493 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	9時間以上10時間 未 満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間の 場合 +250単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき -94単位	片道につき -47単位
			要支援2 ( 546 単位)											
		(二) 5時間以上 7時間未満	要支援1 ( 749 単位)											
			要支援2 ( 836 単位)											
		(三) 7時間以上 9時間未満	要支援1 ( 852 単位)											
			要支援2 ( 952 単位)											
	(2) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上 5時間未満	要支援1 ( 445 単位)	×63/100										
			要支援2 ( 494 単位)											
		(二) 5時間以上 7時間未満	要支援1 ( 673 単位)											
			要支援2 ( 751 単位)											
		(三) 7時間以上 9時間未満	要支援1 ( 766 単位)											
			要支援2 ( 855 単位)											
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 ( 251 単位)	×63/100											
		要支援2 ( 265 単位)												
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 ( 407 単位)												
		要支援2 ( 430 単位)												
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 ( 469 単位)												
		要支援2 ( 496 単位)												
ハ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)													
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)													
ニ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000)													
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)													
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)													

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ( 3,403 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要支援2 ( 6,877 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,066 単位)				
		要支援2 ( 6,196 単位)				
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 419 単位)				
		要支援2 ( 524 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)						
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)					
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)						
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ) ※仮称	夜間支援体制加算(Ⅱ) ※仮称	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 743 単位)							
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 783 単位)							
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 771 単位)							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×46/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)								

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

9 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	個別送迎体制強化加算	入浴介助体制強化加算	事業所と同一建物に居住する者から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	事業所が送迎をわない場合
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 426 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)			1日につき +94単位	片道につき +47単位
		要介護2 ( 488 単位)																
		要介護3 ( 552 単位)																
		要介護4 ( 614 単位)																
		要介護5 ( 678 単位)																
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 641 単位)																
		要介護2 ( 757 単位)																
		要介護3 ( 874 単位)																
		要介護4 ( 990 単位)																
		要介護5 ( 1,107 単位)																
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 735 単位)																
		要介護2 ( 868 単位)																
		要介護3 ( 1,006 単位)																
		要介護4 ( 1,144 単位)																
		要介護5 ( 1,281 単位)																
ロ 療養通所介護	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)																	
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																	

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1回につき 6単位を加算)

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目